

そういう指揮系統なりから、それぞれ
の場所に対して負担をしているのか、
その点を一つ。

○米田政府委員 消防団が活動をした
ために要する経費等についての問題
は、その消防団は、消防管理団
体である市町村に属しておりますの
で、原則は、その管理団体の長である
市町村長がその経費を負担したのが
原則になっております。それに対する
補助は、原則としては、今日消防に
ついても水防についても、現行法では
国が補助をするという法律上の規定が
ございません。これは市町村の固有の
事務という建前から、そういう建前
になっておるのでございます。ただ現
実は、予算補助として、今日予算的
措置としての補助はいたしておるの
でございますけれども、法律上の補助
という規定はないのでございます。ど
こまでも、市町村の独自の負担とい
う建前に立って運用されておるので
ございます。

○小松委員 今ちょっとわからぬこ
ろがあるのは、予算の補助をする場
合です。消防団が水害のために動い
たという場合には、相当広範囲に動
くと思ふのです。利根川とか、あ
あいう大きな河川のみでなくして、
中小河川や末端河川でも、上のダム
が切れたために百戸なら百戸世帯とい
うものが水防除のために動いたとい
うような問題として町村が負担して
いた。今度の改正によつて、建設省
関係で水防補助をやつてくれるの
かという問題を私は聞いている。

○米田政府委員 この水防団に
対する補助の規定は、今回のこの
現行法改正では、水防施設の設置に
要する費用の補助を国がするとい
う建前にいたしております。補助の
対象は、水防施設に限つてござい
ます。

○小松委員 その水防施設は、中
小河川以下、河川まで行くか行か
ぬかわからぬけれども、小河川、
これまでに施設が作られる可能性
もあるが、それはどうですか。

○米田政府委員 その補助の対象
になる水防施設ですが、その水防
施設の設置するのどこかというこ
とになりまして、この改正法では、
抽象的ではありますが、二府県に
わたるような大きな河川、ある
いは単独の河川であっても、国民
経済上重大な関係を持つ河川とい
うように、国の補助の対象は限
定をいたしております。従いまして、
全国どの川でも補助の対象になる
というわけ合ひではございません。

○小松委員 この水防なり、ある
いは災害に対する防除工事施設とい
うものは、今まではあまりなかつた。
大ていのは、災害を受けてから災
害復旧をやるといふのであります。
特に九州とか、しよっちゅう災
害を受けておるところは、災害の
あと押しだけでも並み大ていじゃ
ない。年々そういうことがくれば、
防除施設というものが大きく浮
び上つてくるわけですね。そこで
最近、農業災害の防除施設のため
に特別災害、農林水産の災害防
除法案というものを作ろうとい
う雲行きもあるわけですね。そこ
ろが、農林水産の災害防除だけで
は事足りない。やはり砂防工事
――砂防工事そのものが幾分防
除的な役割を果すと思う。ところが、
水防関係の防除施設とすれば、ある

町村の――私は例をあげてもいい
ですが、私の町にも、小さな河川
でありまして、年々歳々その川が
はんらんすることによって、百戸
ぐらいいないわゆる低地市街が毎
年水害に見舞われる。それがその
上の山岳地帯の上のところ、災
害防除の堤防が何かをこしらえ
て、しっかりとした防除施設を
すれば、永久にその町は水害から
救われる。その百戸の町民は、
常にちよつとの雨でも降れば不安
なものです。ところが、それは災
害としては取れない、いわゆる
防除としての堤防を作つてもら
なければならぬ。そういうならば、
水防法によるところの災害防除
施設というものが、予算的補助を
してくれませんかという問題
を、私は含めて聞いています。

○米田政府委員 ただいまのお話
は、確かにそういう必要のある
ところは各地にあることと存じ
ます。実は今の治山治水の水防
まで含めた建前から申します
と、そういう土木施設については、
いわゆる治山治水費で施設してい
くという建前をとる。ですから、
事前にそういう施設というものは、
いわゆる治山治水の事業として
計画を立てて実施をする。い
よいよ雨が降つて洪水が出たとい
うときには、水防法による水防
活動によって災害を最小限に
食い止める。それでもなお水害が
起つていろいろの施設に損害を
与えた場合には、その災害につ
いてこれを復旧していくとい
うのは、災害復旧費国庫負担法
でやつておる。いわゆる三段階で
今日考へておるのでございまして、
事前の措置と水防活動それから
あとの災害復旧、こう三段階にわ
かれておるのでございまして、
今お話のございましたように

うな問題は、事前の措置として、
いわゆる治山治水の措置として
実施してきたいと思つてござい
ます。

○小松委員 あなたのおっしゃる
ことは、よくわかりました。そう
すると、この三段階の中で、私が
さっき例をあげたのは第一段階、
そうすると、今あなたの方から
提案されておるところの水防法に
伴う予算補助は第二段階だと思
ふ。二段階の補助というのは、
どういう施設か。

○米田政府委員 ただいま実施
をいたし、今後とも実施しよう
といつておられますのは、水防
倉庫でございまして、これは洪水
時に使ういろいろな水防用資
材を格納しておく倉庫でござい
ます。各地で非常にこの要望が
強く、教年来この設置を全国に
わたつて今日実施をいたして
おります。口頭としては、約九
千棟の水防倉庫を建設した
い。今日は大体その半分ぐら
いが完成をいたしております。な
お、今後その半分のものを建設
していく予定でございまして、
今年度も、大体五百棟程度の
ものを実施をしたいと思つて
おります。

○小松委員 それでは今考へら
れておるのは、水防倉庫のみとい
うことに限定されますか。それ
ならば、今までは倉庫という
ものはあつたのですか、今
度新たにそれをさらに拡大する
という御意見ですか。

○米田政府委員 この費用の補
助は、今度は法定をいたしたので
ございまして、従前から補助は
してまいりました。ただ従前は、
予算措置補助として実施をして
参りましたので、今後の見通し
等については確

度々々の計画としてやつてお
る。全体の計画はもちろん持つ
ておりますけれども、実施上の
面から申しますと、単年度々々
の予算折衝でやつていくとい
う建前でございますが、これを
法定をしておいて、今後は長期
計画を立てて、長期計画でやつ
ていきたい、こういう考え方
でおります。実際にやつてお
るのは、従前もやつておつた
のであります。

○小松委員 そうすると、そう
いう水防準備の倉庫は、河川に
付随して設置するの、あるいは
行政体で設置を計画している
のか、どちらですか。

○米田政府委員 現在実施して
おりますのは、大体原則を川筋
にいたしてあります。川筋に二
千メートル置きぐらゐに倉庫を
置きたいという計画でござい
ます。

○小松委員 これは性格が違
うかどうか、行政体で、災害用
のロープだとかあるいは伝馬
船とかいうようなものを、どこ
に災害があるかわからぬので
用意したい。ところが、それ
に倉庫がない。また食糧品の
問題もあつて、そこで、河川
の付近にそれを用意するとい
うても、その河川で問題がある
、あるいは向うの河川である
かわからないので、交通の便
が便利で連絡の取りやすいと
ころに倉庫を持つて、そして
緊急用の衛生材料とかある
いは器材、ロープ、そういう
ようなものを用意するとい
う考へが府県にあるわけ
です。そういう倉庫とは、全然
関係のないものであつた
か。

○米田政府委員 そうい
うものは、水防用の器材として
あるいは資材としてのも
のだ、今のお話ですと、そう
いう趣旨のように思ひますが、
水防川のもの

のであれば、そういう格納をする施設というものは、この条文では適用せられることになりません。ただ現実、今のお話のようなものは、まだ実施はいたしてありませんけれども、この範囲に入る性質のものでございます。

○小松委員 災害のことは一応終ります。さらに、先ほど申し上げました水防組織というものは、この程度の組織で完壁かどうかという問題があるわけですが、最近特に災害、水害というものが多くなっている現状から、一昨年のあした災害を顧みたとときに、水防というものが、建設大臣のいわゆるひまな水防措置で、果して完壁にいくかどうか。特に大河川、中小河川を含めて河川の多い日本の国には、水防組織法のような水防組織というものを、はつきり立てて、こゝまでは頭が二つあるが、これから下は消防と水防とが一緒になっておるのだというふうなはつきりした組織というものを、お考えになつていかうか。今のところは、どうも消防が主であつて、水防は特に水害の多い利根川とかそういうようなところに水防団ができる、その程度のもので、あまり水防に組織立ったものを持つていない。建設大臣がやるとおっしゃいますけれども、消防の方だったならば、国家消防本部があつて、常に国家消防本部で、技術的にも、計画的にも消防の研究をして、一朝有事の際に必ずしも消防をとおる。水防の場合には、それがはつきりと組織的にできていない。これを少しでもよくしようというのが、今度のお考えであらうとは思いますが、だから、あなたが政府がそれを今こゝへ出してゐることを悪いと言ふのじゃないのです。さらにそ

れを拡大して、水防組織というものを確立する必要があるんじゃないかと私は言つてゐるわけですが、その点についてのお考えを承わりたい。

○米田政府委員 確かに一つの考え方としてそういう考え方もあると思ひます。私も、研究をしてみたことはございませう。ただ、消防と水防との差は、水防は非常に時期的に、一年のうち雨の季節に限定をされるものであります。消防は、もう年間を通じて、三百六十五日活動をすべき性格を持つております。そういう時期的な面において非常な相違があるのでございまして、その雨の季節のために必要なるこの機関を、雨外にも一年中常設しておくという点については、経費の面その他で、相当な問題を含んでおるのでございませう。われわれとしては、現在の段階ではこの程度の水防活動によつて完壁を期したい、できるだけ現在の制度の運用によつていきた、こういうふうな考え方をいたしておりますが、お話をうなづかへたところでは、今後なお研究を進めていきたいと思つております。

い、やはり建設省が水防の責任を持つていなければいかぬ、こういうお考えか、国家消防本部を国家消防水防本部と改めて一切消防、水防に関する限りはそこをやるという考えか、その辺のところの見解を伺いたいと思ひます。

○米田政府委員 私どもの考え方は、先ほど申し上げましたように、この治水問題は、第一段階治水、第二段階水防、第三段階災害復旧、こういう一連のものと治水行政を行なつていく、たゞいまの消防の面を拡充していく、というその筋で行なつていく、という考え方には、やや考え方を異にいたしております。

たした通り、治水治水ということをして非常に忘れておる。これははなはだ遺憾だと思ひます。大蔵当局に對しましても、この主張をいたして参つております。さらにまた、今後治水治水に對する考え方、予算の措置等につきまして、十分一つ考えてもらなければいかぬ。治水治水に對する考え方が足らないから、従つて大きな洪水が起つてくる。災害復旧の費用等も非常に減額されておるということを見まして、遺憾だと思つておられますので、この点は、一つ建設省当局におかれまして、今後さらに熱意を示されて、この方の予算獲得に努力していただく、と考へるわけでありませう。

ただいま提出されておりますこの法案につきまして、まず第一にお伺ひしたいことは、第六條の二にございませうが、公務災害補償の点であります。これは今までのどういふような措置がとられてきておるのか、どの程度の金額の補償がなされてきておるか、あるいは市町村あるいはその市町村組合の条例の定めるところによつて、それぞれ補償がなされなければならぬということが書いてありますが、一体今までの、最近の災害等に當りまして、どの程度の補償がなされてきておるかということをお尋ねしたいと思ひます。

りまして、これである一定の金額を各関係の市町村が積み立てをいたしまして、事故のあつた場合に補償する、というふうな方法をとつておるわけでありませう。現在では、各都道府県の単位単位でそういう組織ができておるのでございませう。その基準は、大体労働基準法の災害補償の建前に立つておるのでございまして、たとえて申しますと、一例でありますけれども、死亡した場合に、その日給額を想定いたしまして、日給額の千日分と葬祭料の六十日分と合せまして千六十日分を支給する、というふうな標準で補償をいたしておるのでございませう。現行の水防法では、この水防団についての公務災害の補償は、いふゆる水防に従事したことによつて死傷したような場合について、の補償については、現行法では、第六條で、扶助の規定を各市町村に作つて、その扶助規定で、条例または議決で扶助をしていくという方法をとつておつたのでございませう。しかし、扶助という形では、死傷を受けた公務の災害を受けた人に、非常にお気の毒な実情でございませう。たとえば、去年の例を申し上げますと、昨年われわれの方に報告のあつた件数から申しますと、六人の犠牲者が水防によつて起きておりますが、そのうち五名は、消防団員であつたために、規定の災害補償を受けております。そうしますと、大体これは非常に大まかな話ですが、一日の給料を三百円としますと、一千日ですと三百万円の補償費が出るわけでありませう。しかし、残りの一名は消防団員ではなかつたために、一万円を香典名義で市町村から支給をせられた、建設省といたしましては三百万円程

たした通り、治水治水ということをして非常に忘れておる。これははなはだ遺憾だと思ひます。大蔵当局に對しましても、この主張をいたして参つております。さらにまた、今後治水治水に對する考え方、予算の措置等につきまして、十分一つ考えてもらなければいかぬ。治水治水に對する考え方が足らないから、従つて大きな洪水が起つてくる。災害復旧の費用等も非常に減額されておるということを見まして、遺憾だと思つておられますので、この点は、一つ建設省当局におかれまして、今後さらに熱意を示されて、この方の予算獲得に努力していただく、と考へるわけでありませう。

度の遺族に公傷費を出した、こういう事例が昨年あるのでございます。こういう点から、私も至急に法律を改正して、ぜひそういう方には、やはり普通の一般消防団員の受ける補償費と同額のものを支給するようにいたしたいというので、この公務災害補償の第六条の二として、今度新設をいたしましたわけでございます。全体の件数については、昨年のほうはそういう状況でございます。二十六年から二十八年までの三カ年間の統計になっておりますが、統計では、二十九人の死亡者を出しております。これは三カ年間であります。特にそのうち、二十八年は多かったと思ひます。内容的に見ますれば、三カ年で二十九名の死亡者を出しているような現状でございます。

○二階堂委員 大へんな災害のときに、水防団員あるいは消防団員が身を挺して一般住民の生命、財産の保護に当たっておられるわけでありまして、死なれた方があった場合には、これは当然なことと考えております。特に私どもの地方におきましては、毎年大へんな災害がありますが、その都度消防団員等が徹夜で河川等の監視に当り、あるいは災害のときには、それこそ一生懸命になって水防の仕事に当たっておられるわけでありまして、その災害のひどいときなんかには、消防団員のみならず、一般の人、特に青年の人たちの協力を求めて、そういう仕事をやっているわけでありまして、このために、年々死亡される方々、そのほかけがをしたりされる方が多いわけでありまして、国として、当然の責任において補償なり、遺族の方のめんどろを見ていくなりということがあつてし

かるべきものと私は考えているわけでありまして、従つてこの点につきまして、今後とも十分意のあるところを主張されるようにお願いしたいのであります。

さらに三十四条であります。これは公務災害補償とは別の規定であると私は考えるわけでありまして、これも市町村等の定める各条例で定めるところによつて補償しなければならぬということが書いてありますが、これも大体どの程度の補償がなされておりますか。大体今の説明にもあつたと思つておりますが、金額につきまして、どの程度になつてゐるかということを重ねてお尋ねしたいと思ひます。

○米田政府委員 第三十四条の問題でございますが、これは現行法では扶助ということになつておりましたものを、今回、扶助ではなくて、やはりその損害を補償するという建前に直したのであります。

これはどういう人に適用するのかと申しますと、消防団員あるいは水防団員は、先ほどの第六条の二で補償をいたしますので、解決いたすのでございますが、その他の水防団員でない者、その村の団員ではないが、出動してきて働いた人、あるいはその他その村の人でないにしても、現地におつた人はその水防に従事させることがございます。そういう人たちにも、同じく公務で災害を補償する場合と同じ額を補償したいという趣旨でございます。応援に来た水防団員でない人でも、水防団員と同じ建前で損害の補償をしたらい、こういう趣旨でございます。従ひまして、先ほど申しました一例で申し上げますが、死亡いたしましたような場合

には、千日分の補償をするということになるのでございます。

○二階堂委員 さらに三十四条の二であります。報償制度の問題でございますが、これはどういうことになつておるのであるか。お金をもつて報償されるという程度のことになつておるのか、あるいは単なる報償になつておるのか、そういうことをちよつと伺つてみたいと思ひます。

○米田政府委員 この改正の第三十四条の二でございますが、見出しの通り報償となつておりましたが、これは水防に關し著しい功勞があると認められるものに對して、建設省令で定めるところによつて報償を行うことができるという新たな項目が入つたのでございまして、こういう報償という制度を法律化したいたしましたのは、私どもの知る限りにおいては、他に例のないことでございまして、国がこういう責任を負つて報償しようという新しい制度でございます。現実には、先ほど申し上げましたように、三万円の補償費を出すとかということは従前からございましたが、今度はこの改正によりまして、私どものたゞいまの希望としては、最高十万円程度のものを報償として功勞の特に顯著な者には出したい。その程度は、いろいろ段階がございまして、その階段についての規定は、建設省令で定めたいと思つておりますけれども、最高は十万円程度を今考えておるのでございます。これと災害補償との関連については、全然別個でございまして、災害の補償は当然の義務として補償をいたして参りますし、それにプラスして建設省でいわれる国としての報償を行おうというのでございまして、二本建でいくことになるのでござい

ます。

○二階堂委員 それらの予算というのは、私は覚えておりませんが、今年度の程度計上されておりますか。

○米田政府委員 これは本年度予算を組んでありますのは、現在のところ三十六万円でございます。実はこの法律が、予算を組みますときにまだはつきりいたさなかつたので、そういう額になつておりますが、今後、もしこういう報償をすることが非常に必要になつた場合には、予備費から支出をしようというふうなことを、実は財務當局とも大体打ち合せ済みであります。もし今後ふえるということになりますと、予備費等で今後の支出をしていきたいと考えておる次第であります。

○二階堂委員 そういふときには、予備費から出せるわけですね。

○米田政府委員 さようでございまして、最後、もう一点ちよつとお伺ひしてみたいと思つたのでございまして、第三十三条の二の中の第二項であります。たとえば「水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、云々」というのがありまして、水防施設に対する補助は、府県に對して二分の一の補助をするというこの規定で明らかになつたわけでありまして、これは水防倉庫を作るといふような、倉庫等の費用の補助だと考へておりますが、私は倉庫を作ることと考へては、いろいろ事情もござい

ますが、建前としては、資材等はなかなか予定のつかないものでございまして、今年の雨が幾らあつて、幾ら資材を組んでおけばいいかということとは、

とを入れていないのか。資材に対する補助というものは、当局としては全然出さぬのか。私は、むしろ資材のことを強く主張されて、そうして資材に對して当然國が補助すべきものだと思へております。それでなければ、資材等については、災害のあるごとに始終苦勞しなければならぬ、そのために金がかかるわけでありまして、倉庫の大切なこともさることながら、資材について、ぜひともこの中に加えていただいて、そうして大蔵省が資材に對する補助もするということをはつきり規定すべきであると思ひます。資材が、この点について、当局はどういうふうにお考えになつております。

○米田政府委員 お話の通り、これは施設だけの補助になつておりました。資材の補助は含んでおりませんが、この点は、実は最近の例を見ましても、毎年資材の補助をいたしておるのでございまして、それは従前の実績を申し上げますと、資材費の補助は、昨年は大体一億でございましたが、二十七年は約二億、二十八年は御承知の通り特別立法によつて水防資材の補助をいたしましたので一億三千万円でござい

なかなか予定もつきがたいということが事務的にはある。あるいはこの水防というものは、もともと市町村の固有の事務であることが建前であるということを中心にして、資材の補助というものは今回は載せないことにいたしましたのでございまして、いろいろ経過がございましたが、結果的にはたゞいま申し上げたような理由で、施設だけの補助を法律化するという事になったのでございます。

○二階堂委員 私はいくまでも資材ということとは、はっきりしたうべきであると考えております。従来の実績をいろいろ伺つてみますと、予備費等から一億ないし二億という相当な金が出ておるといふことでございますが、これはやはり法律を作る建前から申ししましても、資材がどのくらい必要か全然見当がつかぬから、資材のことは出さなくともいいというのではいけないと思います。また折衝の過程において、いろいろ事情があつたということをお申されておりますが、これはおそらく大蔵省が出し渋つたのだらうと思う。大蔵省、特に一萬田大蔵大臣の建設行政に対する考え方というのは、なつておらぬ、でたらめです。だから、こういうことはあくまでも強く主張されまして、この法律の中に明確にうたつて、何分の一くらい補助するということを明らかにしていただくことが大切であると考えております。そういう規定であれば、災害が起る以前に、資材等も町村の方で準備できる。ところが、資材を集めても、金がどのくらい出るのかわからぬ、また町村の負担になるとか、消防団員の負担になるとかいうことも、町村の末端においてあるのですから、よくそういうことを考えられまして、大蔵省当局に対してもつと――

私どもが大蔵大臣等と呼んで、この問題を問い詰めていきたいと考えておりますけれども、こういうことは、はっきり今後訂正される機会もあることと考へますので、この点を十分御考慮願ひたい、かように考えております。

○西村(力)委員 奥地の降雨量をはかるロボット機関、つまり自記雨量計器というか、無線なんかでやつているのがあるはずですが、あれは今どんな工合に全国的に配置になり、本年度はどういう計画で、将来計画はどうなつておるか、そういうことも一つ伺いたいと思ひます。

○米田政府委員 今日ロボット操作による通報は、ダムに主としてやつておるのであります。猿ヶ石のダムとか、そういうところはやつております。なお、詳しいことはあとで詳べまして、資料として提出いたします。

○瀬戸山委員長代理 本案に関しまする残余の質疑は次会に譲りまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

昭和三十年六月十四日印刷

昭和三十年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局